

警備契約記載内容確認書

令和 年 月 日

(警備業法第19条、同施行規則第33条第2号による契約事前説明書を兼ねる書面とする)

御中

光洋保安警備株式会社

代表取締役 水川 洋

〒533-0005 大阪市東淀川区瑞光3-2-28

TEL06-6370-9733 FAX06-6370-9734

御社工事に伴う交通誘導警備業務

項目	内容
①警備業務を行う期間(工期)及び警備業務を行う日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 但し警備業務を行う日は、御社からの依頼を受けた日とする
②警備業務を行う時間帯	時 分 ~ 時 分 (9時間の内に1時間の休憩を含む)
③警備業務を行う事とする場所 人数及び現場名と担当業務	住 所： の御社工事に伴う _____ 人の交通誘導警備業務 現場名：
④警備料金その他費用 (金額は消費税が含まれていません) 工事担当者氏名：電 話	平日昼間 1名 円 残業 1時間 円
	休日昼間 1名 円 残業 1時間 円
	平日夜間 1名 円 残業 1時間 円
	規制車 1台 円 巡回1回 4,000円
	契約責任者： _____ 様 電話番号： _____ 工事担当者： _____ 様 携帯電話番号： _____
⑤契約書を作る会社名 (同じ場合は記入不要)	役所へ警備契約書提出する場合等、役所との契約と実際の施工会社の名前が違う場合は記入をお願いします。
⑥支払いの時期及び方法	毎月 _____ 日で締め切って、翌月・翌々月 _____ 日に支払う
⑦その他契約に関わる事項 (特約事項) (よくご確認ください)	<ul style="list-style-type: none">警備員が用いる制服は大阪府公安委員会届出済みの弊社所定制服を着用する。警備員は新知識 20 時間・現任教育年間 10 時間を毎回受講し知識を持っている者。警備業務再委託は御社の承認を得てから行うものとする。(連絡調整は当社が行う)依頼者への報告は毎日の警備業務終了後「警備報告書」によって行う。負傷者等への事故発生時のその救護を優先して行う。免責：①弊社に帰すべき賠償責任の事由がない場合の損害②貴社、貴社従業員等の原因によって発生した損害 ③天災地変等による被害による損害損害賠償は一身上被害者 1 名 10 億円、1 事故 10 億円とする (但し査定による)契約の変更・更新は双方同意の上、特に更新は双方異論なき場合は同一条件で翌年 1 年間更新しそれ以降もまた同様とする。解除は 1 カ月前までに相手側に対して通告するものとする。苦情の受付は当社警備員及び本社 06-6370-9733 までお願いします。反社会的勢力と関わるような事は一切なく今後もそのような事はない。 弊社の全ての役員従業員は反社会的勢力に該当しない。* 1 大阪府公安委員会告示第 123 号における路線上(歩道も含む)で交通誘導警備業務を行う場合は検定合格者が必要なので別途料金(2 級)になります。 (https://www.police.pref.osaka.lg.jp/tetsuduki/ninkyoka/3/2/7/5035.html)

上記内容で警備契約書を作成致します。

つきましてはご記入の上、
当社に FAX (06-6370-9734)
返送して下さい。

ご請求・お問い合わせ先 (依頼主様)

令和 年 月 日

会社名
代表者名
住 所
電話FAX

印